（備考）
１．①は、該当する場合に○印を記載すること。
２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を17の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10．当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
２．事業年度末時点の状況について記載すること。

11．加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

（備考）①については、
(1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
(2)六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）